

炭酸ジェルパックの特許についての仮処分決定のご報告

当社は、炭酸ジェルパックに係る「二酸化炭素含有組成物」の発明に関し、特許第4659980号に係る特許権を保有しておりますが、この度、大阪地方裁判所に提起してました特許権侵害差止等仮処分命令申立事件（大阪地方裁判所第26民事部 平成23年（ヨ）第20014号）において、侵害商品の差止を認める仮処分決定が出されました。

本件の概要は以下のとおりです（詳細は仮処分決定をご参照ください）。

債権者（特許権者）：株式会社メディオン・リサーチ・ラボラトリーズ

債務者（侵害者）：株式会社カルウ

テクノエイト株式会社

株式会社SHINE UP

株式会社セレクトビューティー

株式会社サレア化研

他1社

差止対象商品：キアラセルCO2ジェル

SIS No. 9 リカバリーマスク

ブリーズベールCO2ジェル

セルバルーンCO2ジェル

トリコプラチナムCO2ジェルパック

リアウエイクジェル

他1商品

事案の概要：

当社が保有する特許第4659980号（二酸化炭素含有粘性組成物）に基づき、上記製品の販売差し止めを求める仮処分を申請した案件です。裁判所は、特許権侵害の成立を認め、債務者製品の差止と執行官保管を命じました。

なお、当社は、上記の仮処分に加え、株式会社カルウらをも被告として、上記製品の製造、販売の差し止めと補償金及び損害金総額3億7650万円の支払いを求める本訴をあわせて提起しておりますが（大阪地方裁判所 平成23年（ワ）第4836号）、この訴訟では、現在、損害賠償額に関する審理が進行しているところです。

炭酸ジェルパックに関しては、各種の類似品が市場に出回っている状況にあります。当社としては、今後も、類似品の製造、販売業者及びこれを使用するエステティックサロン等の業者に対して、訴訟提起も含めて断固たる対処をしていく所存でございます。

つきましては、今後、類似品の取り扱いをされぬようご注意くださいようお願い申し上げます。